

【重要なお知らせ】 旧スプリアス規格の無線設備の取扱いについて

概略

- 平成29年12月1日以降は、旧スプリアス規格の無線機にて開設、追加（増設）又は取替の申請を行うことはできません。
- 平成34年12月1日以降は、旧スプリアス規格の無線機は使用できません。
- 平成34年11月30日までに、次のいずれかによる対応、及び、手続を行ってください。
 - ① 新スプリアス規格の無線機への取替
 - ② 旧スプリアス規格の無線機について、次のいずれかにより新スプリアス規格に適合していることを確認の上、「スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書」を提出
 - a. 製造業者等が、新スプリアス規格（実力値）のあることを表明した機器。（測定不要）
 - b. 確認保証（200W以下の送信機）による確認（測定不要）
【確認保証業務実施者】 一般財団法人日本アマチュア無線振興協会（以下、JAROと表記）
電話：03-3910-7286 ホームページ：<https://www.jaro.or.jp/>
 - c. 測定による実力値の確認（届出時に測定データを添付）

※新スプリアス規格への対応に関する手続は、総務省電波利用のホームページをご覧ください。
<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/spurious/index.htm>

ご参考

今後、アマチュア無線を正しく運用していただくために、その時々以下のお手続きが必要となります。

- ◎ 免許を更新するときは、再免許申請の手続きが必要です。
 - 無線局の免許の有効期間は5年です。
 - 続けてアマチュア無線の運用を希望される場合は、「再免許申請」の手続きが必要です。
 - 再免許の申請期間は、無線局免許状に記載されている免許の有効期間満了前の1年前から1カ月前までです。申請書の提出期間にご注意ください。なお、再免許の申請期限に間に合わなかった時は、もう一度、開設申請の手続きが必要です。
- ◎ アマチュア無線局の内容に変更が生じるときは、変更申請（届）の手続きが必要です。
 - 無線機を追加（増設）、取替若しくは撤去しようとするとき。
 - 無線機に附属装置を追加しようとするとき。
 - 引っ越しなどにより住所や常置場所が変わったとき。
 - 氏名が変わったとき（無線従事者免許証の氏名変更手続きが、あわせて必要です）。 など

【無線従事者免許証の手続きに関するお問い合わせ先】

中国総合通信局 航空海上課（検定担当）
TEL 082-222-3353（平日の午前8時30分から正午、及び、午後1時から午後5時15分）
- ◎ 廃止するときは、事前に無線局廃止届を提出してください。

その他、ご不明な点は下記の電話番号までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〒730-8795 広島県広島市中区東白島町19-36
中国総合通信局 無線通信部陸上課（アマチュア局担当）
TEL 082-222-3369（平日の午前8時30分から正午、及び、午後1時から午後5時15分）

【重要なお知らせ】 旧スプリアス規格の無線設備の取扱いについて

詳細

- 平成29年12月1日以降は、旧スプリアス規格の無線機にて開設、追加（増設）又は取替の申請手続を行うことはできません。
- 平成34年12月1日以降は、旧スプリアス規格の無線機は使用できません。

スプリアス規格の改正について

通信に不要な電波をスプリアスと言います。スプリアスは他の通信に妨害を与える原因ともなることから、発射が許される強さが、無線設備規則においてスプリアス規格として制限されています。

近年の無線利用の拡大に伴い国際会議においてスプリアスの発射を低減することが決定されたことを受け、総務省は平成17年12月1日に「スプリアス規格（無線設備のスプリアス発射の強度の許容値に係る無線設備規則）」の改正を行いました。

この改正の経過措置は平成34年11月1日までであり、平成34年12月1日以降は旧スプリアス規格の無線機は使用できなくなります。また、平成29年12月1日以降は、旧スプリアス規格の無線機による無線局の開設、及び、追加（増設）又は取替の変更申請（届）は行うことができません。

自分の設備のスプリアス規格を調べる方法

1 技術基準適合証明の機器の確認方法

「電波利用ホームページ - 技術基準適合証明等を受けた機器の検索」ページから検索して確認することが可能です。

【URL】 <http://www.tele.soumu.go.jp/giteki/SearchServlet?pageID=js01>

2 新スプリアス規格に合致（実力値）する無線機の確認方法

総務省「電波利用ホームページ - 無線設備のスプリアス発射の強度の許容値」ページで確認する事ができます。

【URL】 <http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/spurious/index.htm>

3 国内のメーカー製品で製造年月日が平成19年12月1日以降のものは、全て新スプリアス規格に合致しています。

4 海外製品等は、当該メーカー等にお尋ねください。

旧スプリアス規格の無線機の対策等

旧スプリアス規格の無線機を平成34年12月1日以降も継続して使用するためには、新スプリアス規格に合致している事（実力値）を確認し、中国総合通信局に届出する必要があります。なお、届出の用紙は「電波利用ホームページ - 無線設備のスプリアス発射の強度の許容値」ページからダウンロードが可能です。

ただし、JAR Dによる確認保証を受けられた場合は、JAR Dから中国総合通信局に報告されるので、届出は不要となります。

【URL】 <http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/spurious/index.htm>

【実力値の確認方法】

- a. 製造業者等が、新スプリアス規格（実力値）のあることを表明した機器。
- b. JAR Dによる確認保証（200W以下の送信機）による確認。

【JAR Dによる確認保証にかかる問い合わせ先】

電話：03-3910-7286

ホームページ：<https://www.jard.or.jp/>

- c. 測定による確認

(以上)

【お問い合わせ先】

中国総合通信局 無線通信部陸上課（アマチュア局担当） 〒730-8795 広島県広島市中区東白島町 19-36

TEL 082-222-3369（平日の午前8時30分から正午、及び、午後1時から午後5時15分）